

## 白樺高原国際スキー場及びしらかば 2 in 1 スキー場 索道運送事業約款

### (適用範囲)

#### 第1条

- 1 白樺高原国際スキー場及びしらかば 2 in 1 スキー場（以下、当スキー場という）の索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところによります。この約款の定めのない事項については法令の定めるところにより、法令の定めのないときは一般的慣習によります。
- 2 当スキー場がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じた時は、その特約を優先します。
- 3 索道乗車列に並び、山頂駅舎範囲から退出するまで、及び乗車券類（以下リフト券という）の効力期間は、この約款によるものとします。なお、当スキー場利用約款も遵守してください。

### (係員の指示)

#### 第2条

旅客に対し安全運送と秩序の維持のために必要な場合には、当社従業員が指示を行います。旅客は必ず指示に従ってください。

### (運送の引き受け及びその拒絶)

#### 第3条

- 1 「3」にある引き受け拒絶事項を除き、旅客の運送を引き受けます。
- 2 運転時間、運転開始時刻、運転終了時刻はパンフレット、ホームページ等に記載して広報します。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引き受けを拒絶します。
  - (1) 当該運送の申し込みがこの輸送約款によらないとき。
  - (2) 当該運送に適する設備・装備がないとき。
  - (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
  - (4) 当該運送が法令の規定または公序良俗に反するものであるとき。
  - (5) 旅客が泥酔状態等で運送の安全に支障をきたすと判断するとき。
  - (6) 旅客が法令により持ち込みを禁止された物品を携帯しているとき。
  - (7) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障があるとき。
  - (8) 旅客が従業員の指示に従わないとき。
  - (9) 全各号に掲げる場合の他、正当な事由があると判断するとき。
- 4 利用者が他人に対して、もしくは自らに対して危険行為を行っているとスキー場が判断した場合、リフト券などの利用上の権利をその時点から無効として退場いただきます。

### (運送の制限)

#### 第4条

天候その他やむを得ない事由により運送上の支障がある場合には、定員や手回り品の制限をすることがあります。

### (営業期間内の運休)

#### 第5条

索道施設の故障、天候その他やむを得ない事由により営業期間内・営業時間内においても運休する場合があります。

### (リフト券の所持)

#### 第6条

旅客はリフト券を所持しなければ乗車できません。

### (リフト券の販売)

#### 第7条

リフト券は、当スキー場販売所、もしくは当スキー場公式ホームページ、もしくは販売契約を行なった委託先等で販売します。チケットはICチケットとなり、乗車料金のほかに所定の預かり金が必要になります。預り金はICチケット返却時に返金いたします。

### (リフト券の転売、転貸の禁止)

#### 第8条

日券、シーズン券などは、当該リフト券を同一人が専有して使用できるものであり、他の人に譲渡した場合、リフト券の効力は無効となります。対価の有無に関係なく他の人からリフト券を譲受して利用した場合、券面額の3倍の価格を請求します。また、悪意ある転売行為と判断したときは、その当事者及び購入者を警察に通報します。

### (リフト券の無効)

#### 第9条

次の各号のいずれかに該当する場合には、リフト券は無効となります。

- (1) 通用期間を経過したもの。

- (2) 改造、変造したもの。
- (3) 不正な手段により取得したもの。
- (4) 汚損もしくは券面表示判読困難なもの。

(リフト券の払い戻し、再発行)

#### 第10条

リフト券の払い戻し、再発行は以下の通りです。

- (1) シーズン券を紛失し届け出た場合、再発行は可能です。ただし、再発行には所定の手数料がかかります。
- (2) お客様の都合によるシーズン券の払い戻しは、所定の券種については可能となります。その場合の払戻額、手数料、ポイント返還等については、ホームページに掲載します。
- (3) シーズン券以外の未使用リフト券については、錯誤による購入が明らかな場合を除き、払い戻しは行いません。
- (4) 1日券において、当スキー場のその日のすべてのリフト営業が行えない場合、以下の条件で払い戻しを行います。

日券	1日運休	全額払い戻し
	4時間以上運休	半額払い戻し
	2時間以上運休	20%払い戻し

- (5) 2日券以上の日券、時間券、シーズン券は(4)の規定は適用されません。

(旅客の遵守すべき事項)

#### 第11条

旅客は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 搬器から飛び降りてはいけません。
- (2) 乗車中、搬器を揺らす行為をしてはいけません。
- (3) スキーやストックで、搬器や索道施設をつく、触れる行為をしてはいけません。
- (4) 横乗りなど危険と思われる姿勢で乗車してはいけません。
- (5) 乗車中は喫煙してはいけません。
- (6) その他安全運送を妨げる行為をしてはいけません。

(手回り品等に関する責任)

#### 第12条

当スキー場は、旅客の手回り品、スキーや他の携帯品、その他身の回り品が滅失または毀損したことによって生じた損害に対する賠償の責は負いません。

(旅客の責任)

#### 第13条

当スキー場は、旅客の故意、もしくは過失により当社が損害を受けたときには、当スキー場は旅客に対してその賠償を求めます。

#### 附則

必要に応じて本約款を改定します。

制定・施行 令和7年11月1日

北佐久郡立科町芦田八ヶ野743  
しらかば高原株式会社